

お 知 ら せ

京都市が進めております一級河川淀川水系善峰川改修工事について、皆様のご協力により令和6年8月9日土地収用法による事業認定の告示がありましたので、土地所有者及び関係人の皆様に、土地収用法第28条の2の規定により、次の事柄についてお知らせします。

記

1. 事業認定の告示があった土地

京都市西京区大原野上羽町地内

(注) この土地を表示する図面は、西京区役所洛西支所地域力推進室まちづくり推進担当にてご覧いただけます。

2. 土地価格の固定について

前記1の土地については、事業認定の告示があった日をもって土地価格が固定されていることになります。

3. 関係人の範囲の制限について

事業認定の告示があった日以後に、新たな権利を取得した方は、既存の権利を承継した方を除き関係人に含まれないことになります。

4. 損失補償の制限

事業認定の告示があった日以後に、土地の形質を変更し、工作物を新築し又は増改築をするときは、あらかじめ京都府知事の承認を得なければ、これに関する損失の補償は受けられません。

5. 裁決申請の請求について

裁決申請は、起業者が行いますが、土地所有者は自分が権利をもっている土地について裁決の申請を早く行うよう起業者に対し請求することができます。

6. 補償金の支払い請求について

土地所有者は、土地に対する補償金の支払いを起業者に対して請求することができます。この補償金の支払い請求は、裁決申請の請求とあわせてしなければなりません。

7. 明渡裁決の申立てについて

明渡裁決の申立ては、土地所有者が早期に移転を希望されるときなどに、直接京都府収用員会宛に行うことができます。

8. パンフレットの配布について

補償等に関する詳しい内容については、パンフレット「補償等に関するお知らせ」に記載しております。必要な方は西京区役所洛西支所地域力推進室まちづくり推進担当および建設局土木管理部河川整備課に用意しておりますので、ご連絡ください。また、建設局土木管理部河川整備課のホームページにも掲載しております。

9. その他不明な点については、京都市役所建設局土木管理部河川整備課（電話：222-3591 住所：京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地）までお問い合わせください。

以上

京 都 市